

(様式1)

# 淡海エコフオスター活動実施希望届

平成 年 月 日

滋賀県知事 様

美化清掃を行う区域		実施団体 (エコフオスター)	
場所の種類 該当項目に○	湖岸、港湾、河川、道路、 その他 ( )	名称	
場所の名称 (道路名、河川名等)		代表者氏名	
場所の概略図 (別紙添付でも可)		団体の設置目的	
		団体住所 (書類送付先) 〒	
		TEL ( ) -	
		ご担当者・連絡先 (上記以外にある場合)	
		構成人数	人
		清掃活動回数 該当事項に○印	( ) ほとんど毎日 ( ) 1週間に 回 ( ) 1ヶ月に 回
主な活動内容		活動人数	1回に 人参加
活動予定期間 1年度 2年度以上		清掃活動開始日	年 月 日
(どちらかにチェックをお願いします。)			
滋賀県土木交通部の建設工事入札参加資格審査において、エコフオスター制度参加に係る主観 項目の加 <sup>ウ</sup> 点申請を			
<input type="checkbox"/> する、する予定である <input type="checkbox"/> しない			
※ 注：上記の加 <sup>ウ</sup> 点申請をする(予定も含む)団体は、ボランティア保険加入に対する支援の対象外です。			

# 淡海エコフオスター制度

～美しいまちづくりを目指して～



## あなたもエコフオスターになってみませんか？

### 【淡海エコフオスター制度とは】

エコフオスターとは、エコ（環境）とフオスター（育成する）を結びつけ、環境こだわり県・滋賀を表す「淡海」を冠した造語です。公共的場所の美化および保全のため、県民、事業者等が当該場所を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃する制度で、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進することを目的としています。

### 問い合わせ先

活動場所を所管する各環境・総合事務所または県庁循環社会推進課までお問い合わせください。

南部環境・総合事務所環境課	Tel 077-567-5456	甲賀環境・総合事務所環境課	Tel 0748-63-6134
東近江環境・総合事務所環境課	Tel 0748-22-7759	湖東環境・総合事務所環境課	Tel 0749-27-2255
湖北環境・総合事務所環境課	Tel 0749-65-6653	高島環境・総合事務所環境課	Tel 0740-22-6066

### ◆大津地区および全般的な問い合わせ先

滋賀県庁循環社会推進課 Tel 077-528-3492 eメール df00@pref.shiga.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/ecofoster/index.html>

この印刷物は古紙パルプを配合しています。

# 滋賀県

現在、滋賀県では淡海エコフオスターへの登録団体を募集しています。  
 エコフオスターとは、各種団体や企業が継続的なボランティア活動により、湖岸・道路等の公共スペースの一定の区画を、愛情と責任を持って美化を推進していく制度です。美しいまちづくりを目指してあなたもエコフオスターになってみませんか？

### どこで、どのような活動をするのですか

エコフオスターの皆さんには、県との合意書に基づき、事前に定めた区域において、空き缶や、たばこの吸い殻等の散乱ごみの回収といった環境美化活動を月1回以上行っていただきます。

活動いただく実施区域の設定は、湖岸、河川、道路などの県が管理する公共用地を対象とします（長さ500m以上）。

なお、すでに別の補助事業を受けて他の団体が活動している場所は実施区域の対象から除きます。

また、各自治会がその自治会の中の公共用地で美化活動をする場合や、企業がその敷地周辺の公共用地のみで美化活動する場合などはエコフオスター事業の対象から除きます。



### 集めたごみはどうするのですか

集めたごみの収集、処理方法については、実施場所の市町にご確認ください。各市町の指示に従って処理してください。

### どのような支援が得られるのですか

傷害保険・賠償責任保険に県で一括加入するなどの支援を行っています。また、県ホームページで、順次、団体の活動紹介を行うことで、団体のPRを行っています。詳しくは県の各窓口（裏面下）までお問い合わせください。

### どのような手続きが必要ですか



ボランティアグループ、自治会、企業など、10名以上で構成される団体で申請してください。実施してみようという団体の皆さんは、実施場所を選んで県に実施希望届（裏面（様式1））を提出してください。その後、県にて関係機関と調整を行い、申請いただいた皆さんと県で合意書を交わしたうえで活動を行っていただきます。

## 淡海エコフオスター制度実施要領について

### エコフオスターの目的

1. 環境美化に対する県民、事業者等の意識の高揚を図ること。
2. ごみの散乱を防止し、県民等と県が一体となった地域活動を推進すること。

### 実施区域

1. 一級河川琵琶湖の河川区域  
（人が容易に近寄れない区域、市町管理の都市公園、漁港、船溜まりを除く。）
2. 県が管理する港湾（大津港、彦根港、長浜港、竹生島港）
3. 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例で美化推進地域に設定された河川  
（野洲川、愛知川、宇曾川、犬上川、芹川、天野川、姉川、田川、知内川、安曇川）
4. 県が管理する国道および県道（原則として歩道を有する区域）
5. その他知事が適切と認める区域

### 届出

1. エコフオスター（活動の実施者）は、10名以上で構成されるボランティア団体とします。
2. 活動を始めようと思われる方は、活動区域を上記実施区域から選定し、実施希望届を提出してください。
3. 活動をやめる場合は、知事に解消届を提出してください。

### 合意書の交換

実施希望届を提出いただいた後、県において内容の審査を行い、適切と認められるときは申請団体と合意書を取り交わします。

### エコフオスターの役割分担

1. エコフオスター活動の内容は以下のとおりとします。
  - (1) 活動区域内の空き缶および吸い殻等の散乱ごみの収集
  - (2) 活動区域内の除草
  - (3) 環境保全に係る啓発活動および情報提供
  - (4) その他必要な活動
2. 活動により集められた散在性ごみ等は分別し、回収・処理については、市町等の指示に従ってください。
3. エコフオスター活動は、おおむね月に1回以上行ってください。
4. エコフオスター活動を行うため、別表を標準とする傷害保険に加入してください。
5. エコフオスター団体は、毎年度、県にエコフオスター活動実績報告・実施計画書を提出してください。

（別表）傷害保険の内容

死亡・後遺傷害	1000万円程度
入院（日額）	5000円程度
通院（日額）	1500円程度

### 県の役割分担

1. ボランティア保険の加入に対する支援  
（滋賀県土木交通部の建設工事入札参加資格審査において、エコフオスター制度参加に係る主観項目の加点申請をされない団体に限ります。）
2. その他活動に必要なと認められる事項に関する支援